

米沢キャンパスにおける対応について（2021年6月23日～）

〇6月23日以降の活動レベル【1.5】

〇活動指針

業務項目	活動状態
教育活動	・6月30日まで 原則、オンライン授業とする。 ・7月1日以降 講義科目については、対面・オンラインの両方で実施し、実験・実習科目については、原則、対面とする。 ・入学試験等実施によるキャンパスへの立ち入り制限期間を除き、自宅で遠隔授業を受講するための環境が十分でない学生のための学習スペースを開放する。
研究活動	・感染症対策を徹底した上で通常どおり実施する。
教職員の出勤形態	・感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、職務命令権者（キャンパス長）の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。
会 議	・会議・打合せは、テレビ会議等のオンラインにより行うことを推奨し、やむを得ず複数人が同じ会議室等で会議・打合せを行う際は、感染症対策を徹底する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生の登校制限	・感染症対策を徹底した上で通常どおりとする。 ・感染対策を徹底した上で7月1日から図書館の学習スペースの利用を認める。
課外活動	・接触を伴わない屋外の活動、又は体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動のうち、ガイドラインに従って届出を行ったものは可とする。 ・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、キャンパス長は直ちに活動停止の措置を取る。 なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
学生支援	・感染症対策を徹底した上で通常どおり実施する。
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	・イベント（オープンキャンパス、就職ガイダンスなど）の開催は状況に応じて判断する。 ・各種イベントにおける懇親会、食事会等の会食（屋外も含む。）は禁止とする。 ・式典は、感染対策を徹底した上でキャンパス内で実施する。 ・学内施設の一般への貸し出し及び開放は原則禁止。ただし、公的機関及び資格試験（英検など）を主催する団体への貸し出しは、感染対策を徹底した上で可とする。 ・屋内における行事は、収容率50％以内で実施する。 ・屋外における行事は、十分な間隔（できれば2m）を空けて実施する。
出張・移動（国内）	・緊急事態宣言の対象地域へ出張は原則として行わないものとする。真にやむを得ない事情がある場合は、事前に申請し、許可を得るものとする。 ・まん延防止等重点措置の対象地域への不要不急の出張を自粛し、必ず届出を行うものとする。 ・上記地域との対応は、受入についても同様とする。 ・県外への移動（出張・私用を含む）はできるだけ自粛し、やむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底した上で、行動履歴を記録する。必要に応じて、健康観察のための自宅待機期間（1週間程度）を設ける。
出張・移動等（外国）	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等（外国）」及び「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受入れ」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国への派遣	
外国からの受入れ	